

令和2年度 第2回鹿島市地域公共交通会議・鹿島市地域公共交通活性化協議会 合同会議

日 時：令和2年11月20日（金）13時30分～15時05分

場 所：鹿島市役所 5階 大会議室

参加者：別紙のとおり

司会進行：企画財政課長

1. 開会 企画財政課長

2. 会長のあいさつ（市長、会長）

3. 報告（議長は会長）

（1）令和2年度事業報告及び決算報告について（資料1ページ～3ページ）

【事務局より報告（1）について説明、有森委員より監査報告】

【質疑・応答】

質疑なし

会 長：事業報告、決算についてご承認いただけますでしょうか。

（承認）

会 長：ありがとうございました。

（2）令和2年度市内循環バス及びのりあいタクシーの運行状況報告について（資料4ページ～9ページ）

【事務局より報告（2）について説明】

【質疑・応答】

委 員：運行状況報告と後段の協議事項であります事業評価に絡めて質問させていただきます。高齢者の割引制度などにより利用者が増えてきているとのことでしたので、そのような要因を含めた形で要因分析を行っていただき、事業評価への記載をお願いしたいと思います。また、予約型のりあいタクシーの目標稼働率を北鹿島線・能古見線を20%、古枝線を30%と定めていらっしゃいますが、設定根拠としてはどのようなになっていますか。

事 務 局：目標稼働率につきましては、予約型のりあいタクシーを導入した経緯として路線バスの利用が少ない路線から順次予約型のりあいタクシーを導入しております。そのような状況を踏まえ、地区からの要望状況や今までの路線バスの時の利用状況等を総合的に考慮し、目標稼働率を設定しております。

委 員：予約型のりあいタクシーなどの区域運行については、計画運行回数の30%以上が補助対象要件となるが、その数字との関係性はどのようになりますか。

事 務 局：予約型のりあいタクシーの運行につきましては、平日、1日5便の運行を計画して

おります。年間で平日は約240日あり、仮に毎日5便稼働した場合は240日×5便＝1200便が稼働することになりますが、ここで今まで利用状況などを勘案して目標稼働率をそれぞれの路線で20%、30%と設定して計画運行回数を算出しているところです。

委員：令和2年度の予約型のりあいタクシーの運行状況は、計画運行回数の30%以上を達成しているとのことですか。

事務局：路線でいいますと、能古見線と古枝線の稼働便数が計画運行回数の30%以上であり、補助対象の路線ということになります。北鹿島線につきましては、国庫補助の対象とはなっていません。北鹿島線は稼働率が6%以上ないと国庫補助の対象とはなりません。

委員：今年度については、コロナの関係で補助要件の緩和が 있습니다。区域運行における計画運行回数の30%の要件は緩和されており、当面はそこを満たしてなくても補助対象とはなりますが、目標稼働率、計画運行回数、補助対象路線などの関係性が分かるように資料の工夫が必要ではないかと思えます。また、最初に申し上げましたが、目標と結果の要因について記載していただくよう、事業評価の第三者委員会でも言われておりますので、そのあたりの記載をお願いしたいと思います。

(3) バス停留所の安全性確保対策について（資料10ページ～21ページ）

【事務局より報告（3）について説明】

会長：今後の作業等はどのようなものがあるのか。

事務局：事務局として想定しているところでは、運行事業所、道路管理者、警察署、市町が現地を確認し、どのような対策がとれるのか、例えば移設など停留所の利用状況を考慮して検討していくことになるかと思えます。また、佐賀運輸支局の説明会の時にも話しがありましたが、優先度ランクは付けておりますが、順次対策が実施できるところから行っていくことをご指導がいただいているところです。

委員：今回の件につきまして、横浜での死亡事故をきっかけとして、全国的に停留所の安全対策へ取り組んでいくものになります。今後の対策につきましては、停留所の状況によっても変わってくる場所もありますので、停留所の移設が可能などところについてはバス停の移設になるかと思えます。移設が難しいものについては、例えばガードレールの設置やバスカットの設置など様々な対策の中から関係者間の協議の中で決めていくことになろうかと思えます。中にはすぐに対策を行うことが難しいこともあろうかと思えますので、今のところ特段の期限は設けておりません。対策可能などところから順次対策を行っていただく形となります。県内の停留所の公表につきましては、現在最終確認等を行っておりまして、11月末を目標としておりますが、遅くとも年内には公表することとしております。また、いずれの対策を行うにあたっては、地域住民の皆様、道路管理者、警察署、自治体の協力が必要ですので、ご理解をお願いいたします。

4. 協議

(1) 令和2年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価（案）について

【事務局より、協議（1）について説明】

会 長：運行内容はそのまま進めていくのか。4月からの変更などはないのか。

事 務 局：運行内容等については特段変更なく、今の内容で運行継続していきます。また4月については、例年無料運行期間を4月1日から実施しておりましたが、令和3年4月実施分については、JRを利用する高校生の利用を獲得するため、時期をずらして無料運行期間の実施を検討しています。後段の協議事項で協議をいただく予定としております。

会 長：そのことは、今回の事業評価に記載しなくていいのか。

事 務 局：P22の「⑥事業の今後の改善点」の中に「無料運行イベント等を実施することで」と記載しているところですが、詳細の内容について訂正を加えたいと思います。

委 員：個別の系統で具体的に記載できる部分については、そのようにお願いしたいと思います。今の無料運行の話しとかも具体的に書いていただく方がいいです。よかった部分は伸ばして、うまくいかなかった部分については分析していただき、わかる範囲で内容を記載していただきますよう、お願いします。

委 員：予約型のりあいタクシー導入時に地区説明会などがあったと思うが、のりあいタクシーを利用できる人の範囲を考えたときに、地区別で考えれば取り残された地域がある。中尾地区から入っていく平仁田地区など世帯数などは少ない状況ではあるが、陸の孤島となってしまっている。地域の方かご意見等はあっているか。

事 務 局：平仁田地区からのご要望についてはあっていないと認識しています。ただ、委員ご指摘のとおり、公共交通の利便性が低い地域からはご意見もあっていますので、その部分に関しては、市全体的な交通ネットワークを検討するにあたって今後検証させていただければと思います。

委 員：公共交通がない地域の手立てという意味でも今後検討していくことが重要だと思うので宜しくお願いしたい。また、運行内容について周知していくということも稼働率を上げていく上で重要である。制度自体はいいものだと思うので、改めて周知徹底をお願いしたい。

会 長：事務局でも引き続き、運行内容や周知について検討をお願いします。それでは、協議1についてご了承いただけますでしょうか。

(承認)

会 長：ありがとうございます。それでは次の議題の説明をお願いします。

(2) 鹿島市地域公共交通計画（案）について

【事務局より、協議（2）について説明】

委 員：JR肥前鹿島駅から市役所までのタクシー以外の交通手段は何かあるのか。また運賃はいくらになるのか。

事務局：交通手段としては、市内循環バス、路線バスの太良線があります。市内循環バスの運賃は1回100円です。

委員：今後についてもJR長崎本線の利用を考えていかなければいけないと思う。JR鹿島駅とバスの時刻の設定や、通勤における市・県の職員は利用しているのか。

事務局：JRとバスとの接続については、時刻等を調整の上、乗り継ぎできるよう設定をしております。また、実際にJRを利用して循環バスに乗り継ぎをされて市役所まで来ていただいている県の職員さん、市内の市役所職員についても循環バスを利用して登庁する者もおります。今後につきましても職員への広報活動を続けていきたいと考えております。

委員：人の動きに合わせて運行内容を合わせていき、利便性を高めることも大事なことだと思う。運行内容等を考えるときには、人の動きも考慮して設定をお願いしたい。

委員：現在、鹿島市は令和3年度末まで地域公共交通網形成計画が事業期間であります。計画の見直しで「地域公共交通計画」を策定するにあたり、目標指標等の追加事項がありますので、計画策定の際には、そのあたりへの対応も必要となります。また、国・県の補助であります地域内幹線系統補助（バス路線など）や市町の地域内フィーダー補助（循環バスなど）は「地域公共交通計画」の中に交通系統をうたうことで補助の対象とすることとなっております。また現在、市町に対して交通計画策定の要望調査を実施しておりますので、ご相談いただければと思います。

会長：ありがとうございました。それでは、協議2についてご了承いただけますでしょうか。

（承認）

会長：ありがとうございました。それでは次の議題の説明をお願いします。

（3）市内公共交通利用促進週刊（無料乗車期間）の実施（案）について

【事務局より、協議（3）について説明】

意見なし

会長：それでは、協議3についてこの内容でご了承いただけますでしょうか。

（承認）

会長：ありがとうございました。それでは次の議題の説明をお願いします。

（4）令和3年度補正予算（案）について

【事務局より、協議（4）について説明】

会長：今回の補正予算は、令和2年度の決算確定に伴うものとなっているが、令和2年度の決算書（P2）との整合性について説明してください。

事務局：P2中段に記載しております「次年度繰越 1,902,225円」が確定しているところであります。資料のP29「補正予算」において歳入「3 繰越金」が次年度繰越金である1,902千円となります。歳出においては「3 予備費」で調

整しているところです。令和3年度予算は令和2年度が確定する前に予算作成し、協議会へ諮っておりますので、今回の補正予算は令和2年度の決算確定に伴うものとなっております。

会 長：それでは、協議3についてご了承いただけますでしょうか。

(承認)

会 長：ありがとうございました。それでは次の議題の説明をお願いします。

(5) 鹿島市観光周遊乗合タクシー実証運行(案)について

【事務局より、協議(5)について説明】

会 長：以前もバスの観光周遊乗合実証実験を実施しております。前回の反省点といたしまして、JR肥前鹿島駅に接続をしていなかったこと、またインバウンドを意識した時間設定としていたことが挙げられます。今回の実施にあたっては、その部分を改善し実施することとなっております。ご意見等ありませんでしょうか。

それでは、協議5についてご了承いただけますでしょうか。

(承認)

会 長：ありがとうございました。

会 長：これにて議事は終わりますが、この協議会において可決された事項で、行政庁の指導等を含め、字句など軽微な修正が必要となった場合は、会長一任によりこれをなすことができるものとする付帯決議の承認をお願いします。

(承認)

会 長：ありがとうございました。

5. その他

(次回開催予定について)

- ・令和2年3月開催予定

6. 閉 会 企画財政課長